

平成十九年五月二十三日（水曜日）

午前十時一分開議

---

○本日の会議に付した案件

- 一、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

以下 議事日程のとおり

---

○議長（扇千景君） これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（扇千景君） 御異議ないと認めます。国務大臣塩崎内閣官房長官。

〔国務大臣塩崎恭久君登壇、拍手〕

○[国務大臣（塩崎恭久君）](#) ただいま議題となりましたイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、国家の速やかな再建を図るために行われているイラクの国民による自主的な努力を支援し、及び促進しようとする国際社会の取組に関し、我が国がこれに主体的かつ積極的に寄与するため、国際連合安全保障理事会決議第千四百八十三号及びこれに関連する決議を踏まえ、人道復興支援活動及び安全確保支援活動を引き続き行うこととし、もってイラクの国家の再建を通じて我が国を含む国際社会の平和及び安全の確保に資することを目的として提出するものでございます。

以上がこの法律案の提案理由であります。

この法律案の内容は、現行法の期限を二年間延長し、施行の日から六年間とするものであります。

以上がこの法律案の趣旨でございます。（拍手）

---

○議長（扇千景君） ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。白眞勲君。

〔白眞勲君登壇、拍手〕

○白眞勲君 民主党・新緑風会の白眞勲です。

ただいま議題となりましたイラク人道復興支援特措法改正案につきまして質問をいたします。

二〇〇三年五月の大規模戦闘終結宣言後、既に丸四年が経過いたしました。その間、イラクの復興に向けた様々な取組が進んでいるにもかかわらず、イラクの治安情勢については予断を許さない状態がいまだに続いており、武装勢力による攻撃件数、米軍死者数も三千四百人を超えている状態です。さらに、報道によりますと、イラク駐留米軍の物資補給や施設維持、警備などを行う民間要員までも、今年一月から三月の間に少なくとも百四十六人が死亡、イラク戦争で最悪を記録したとしております。関係者の証言によりますと、イラクで米軍物資を輸送するトラックの車列が攻撃されるのは、かつては全体の一〇％程度だったのが、最近は一〇％から六〇％に増えたとしており、イラクの治安情勢の更なる悪化が懸念されている事態となっております。

そのような中、国際的にも多くの国々がイラクから既に撤退をし、英国も大幅な兵力削減に踏み切っており、米国ですら上下両院が補正予算にイラクからの撤退期限を明記し、ブッシュ大統領が拒否権を発動する事態に追い込まれるなど、イラクからの撤退を求める議論が日増しに高まってきております。ところが、日本政府は、この流れとは逆に、今年七月に期限が来るイラク特措法を二年延長する改正案を提出いたしました。

民主党はかねてより、非戦闘地域をめぐる無理な解釈があることや国連中心の支援体制が不十分であること、戦争の根拠が不明確であることなどから、自衛隊のイラク派遣について反対をしてまいりました。特に、武力行使の根拠とされたイラクによる大量破壊兵器等の破棄義務違反については、そもそもイラクに大量破壊兵器は存在せず、二〇〇五年十二月にはついにブッシュ米大統領までもその情報の誤りを認めたように、全く根拠のないものが明らかになっております。

政府は、そのような不正確な情報に基づき、かつ大量破壊兵器の破棄を義務付けた安保理決議六八七違反と六七八に基づく武力行使が国際法上必ずしも確立された解釈ではなく、さらには安保理決議一四四

一においても武力行使を容認しているものではないにもかかわらず、追従的に戦争の支持をしておきながら、全くその責任を総括しておりません。

最近の新聞の社説でも、にもかかわらず正しい判断だったとばかりに言い募るのは知的退廃に近いのではないかと厳しく批判されている有様です。最近、久間防衛大臣までも、そういう核兵器がさもあるかのような状況でブッシュさんは踏み切ったのだらうと思うのですけれども、私は一つはその判断が間違っていたのではないかと思いますと発言されていますが、一体政府はその過ちをどのぐらい認識しているのか、かつその責任はどこにあるのか、塩崎官房長官、お答えください。

衆議院の本法案に対する附帯決議においても、イラク戦争を支持した当時の政府判断について検証を行うとともにとなっており、さらに久間大臣も、いつでも過去については真摯に検証していくというのは大事なことと発言されております。政府はこのような附帯決議を踏まえ、当時の政府の判断についてどのように検証するおつもりなのか、官房長官にお聞きいたします。

先ほどの久間大臣の発言について、米軍の開戦が間違っていたと言っているわけではないと本人自身が釈明の答弁をされていますが、その場での記者会見での大臣への質問は、現時点でもアメリカが行ったイラク戦争というのはある種の大義にのっとった戦争であったと考えているのかというものであり、それに対して大臣が、だからと前置きした上で間違っていたとお答えになっているわけですから、どう解釈してもこの記者会見の内容ではブッシュ大統領のイラク開戦の判断は間違っていたとしか受け取りようがありません。久間大臣はイラクの議連の会長もやっておられるとのことでイラクに対する御造詣は深いわけですから、釈明などせず、この戦争は間違いだったと正直にお認めになるべきだと思いますが、いかがでしょうか。お答えください。

イラクにおいて多国籍軍のヘリコプターや航空機は攻撃の対象であり、実際に航空自衛隊の輸送機と同型の機種が過去にバグダッド近郊で撃墜されております。また、空自輸送機の運航に際しても、色を塗り替え、バグダッド空港にアクロバット飛行のような着陸方法を取っているわけで、そもそもそれほど危険な場所であるならば行くべきではないと思うわけでございます。実際、私たち民主党の調査団が今月、

直接バグダッドに入って自衛隊の活動状況等を調査しようとしたが、結局入れなかった。つまり、バグダッドは空港も含めテロ攻撃等も多発していることを勘案すると、戦闘地域そのものではありませんか。

イラクに自衛隊派遣を決めた小泉総理は、自衛隊の活動するところが非戦闘地域だと発言されました。これは、自分が横断歩道を渡っているときに青信号だという論理であり、とんでもない議論だと思いますが、官房長官、今でもこの乱暴な論理が通ると思っているのでしょうか。お答えください。

政府は特措法延長の理由として、国連や多国籍軍からの輸送ニーズが引き続きあることを挙げており、その根拠として潘国連事務総長やイラクのマリキ首相等から継続要請の書簡が寄せられていることを挙げました。しかし、それらの書簡が本法案の閣議決定直前の何と今年三月九、十二、十五の三日置きに立て続けに三本送られてきております。このようにぎりぎりになってまとめられて送られてくると、本当に先方が自発的に送ってきたのかどうか勘ぐりたくなります。まさか、こちらから送ってくれと頼んだわけではないですよ。麻生大臣、お

教えてください。

さらに、輸送の件では、実績として昨年十二月以降は輸送回数こそ五十六回あるものの、輸送重量では合計で二十・五トンと、一回で二十トン近い輸送能力のある輸送機を使用しながらも一回当たり〇・三六トン、つまり三百六十キロの物資しか運んでおりません。この重量は赤帽軽自動車が行う軽貨物トラックの積載量と大体同じ水準です。

ちなみに、政府説明資料の写真に、C130輸送機の貨物室にこれから積み込まれるであろう荷物が掲載されておりましたが、その荷物は、大きさは巨大で、とても赤帽トラックが載せているような重さではないように見えました。一体政府は、何を運んでいるのか全く明らかにしない中でこのような写真を掲載し、あたかも毎回大量の人道支援物資が運ばれているような印象を与えるのは極めて問題です。それともこの荷物、重さは大したことはないのだがかさばるもの、例えば、アメリカ人が大好きなポップコーンでも満載して空輸をしているのでしょうか。久間大臣、このような写真を説明で使うことに対していかがお考えでしょうか、お答えください。

防衛省のいい加減な表現は何も今回だけではありません。例えば、テロ特措法の際は、自衛艦の国別補給支援回数については棒グラフの長さと同数が全然合っていないちぐはぐな資料を出すし、さらにインド洋における海上自衛隊の活動範囲を地図上に示した表でも、範囲が何と陸上にまで上がってしまうようなでたらめな地図を持ってきて見せる。もちろん、これらは私の指摘の後、訂正されましたが、この法案の審議において、航空自衛隊の空輸活動の実態について開示要求をしたところ、出てきた書類はほとんど真っ黒に塗られている状態です。

このように、政府は飛行回数と貨物の重量以外何も公表しないか、あるいは公表しても本当かどうか分からない資料を出されているのは、だれを、どのように、いつ、どこへ運んでいるのか、それがイラクの復興支援にどれくらい役立っているのか分からないまま今回の延長案について審議してくれといっても、審議のしようがないではありませんか。要員の安全確保の観点というのは分からなくはありませんが、日本国民の血税が使われている以上、またシビリアンコントロールの観点からも、いつ、どこで、一体何をやっているのかを明らかにしないのは極めて問題があると思います。これらがいかに問題であるのか

をどれぐらい認識しているのか、官房長官、お答えください。

特に、海外における自衛隊の活動状況に関しては、その実態が国民に見えにくい状態であることを考慮に入れると、より国民に分かりやすい説明をすべきだと思いますが、久間大臣、いかがお考えでしょうか。

報道等によりますと、現在の輸送支援は、物資輸送よりも多国籍軍、主に米軍の兵員輸送が主な任務であり、人道復興支援活動から安全確保支援活動に比重が移ってきていると言われていています。この輸送実績からするとその報道も裏付けられていると思いますが、久間大臣、いかがでしょうか。率直にお答えください。

また、三月の国連の人員の輸送実績は何名になるのか、久間大臣、お答えください。

今後、イラク問題が一応の解決をした時点で、つまり要員の安全確保が担保されたら情報はすべて公開すべきと考えますが、官房長官、お答えください。

政府は十分に国民に対する説明責任を果たしていない以上、法律を延長するのではなく、むしろ自衛隊の撤収要件を明確にすべきである

と思いますが、官房長官、お答えください。

延長期間が二年ということに対して質問いたします。

冒頭、申し上げましたとおり、国際社会の状況も活動縮小の流れにあること、またアメリカの新政策で今年十一月には治安権限の移譲を予定していること等を考慮すれば、二年という延長期間は非常に長いと言わざるを得ません。また、延長の理由として国連やイラク政府の要請を掲げておりますが、国連イラク支援ミッションの権限延長は今年八月まで、さらに多国籍軍の権限延長も今年十二月までで、それらがそれぞれ一年単位で延長されるものであることを勘案すると、今回の二年の延長決定は整合性が取れません。仮に延長するのであれば、撤収も含めてきめ細かい判断ができるように一年程度の短い期間の延長をするのが適切であると考えますが、官房長官、お答えください。

法律の趣旨からすると、仮に米軍が撤退することになった場合、帰ってくる米兵を乗せることは必ずしも読みにくいと思いますが、久間大臣、どのようにお考えでしょうか。

また、仮にアメリカ軍が撤退した後で、国連の要請あるいはイラク政府の要請があった場合、航空自衛隊はどうするのでしょうか、久間

大臣、お答えください。

さて、今回のイラク特措法については、集団的自衛権の行使に当たるのではないかという議論が再三行われてきましたが、今回政府は、安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会を立ち上げ、集団的自衛権の研究が始まりました。そのメンバーについて、従来の政府解釈に批判的な立場の人ばかりで偏っているとの厳しい意見が上がっておりますが、政府は人選が中立的だと思っているのでしょうか、官房長官、お答えください。

さらに、歴代の法制局長官から、今回の懇談会設置について、歴代の首相が集団的自衛権の行使は真っ黒と言っているのを真っ白にするのは至難の業だと疑問が上がっています。これに関し、官房長官、どう思っていますか。

法制局長官にお聞きしますが、これまで集団的自衛権に関して積み重ねてきた政府解釈を変更することが時の政府の判断でできるのか、公権力を縛る憲法の意味が失われてしまうのではないかとの意見もありますが、見解をお聞かせください。

人類の長い歴史の中で、異国による占領は必ずお互いに深い傷を残

します。四年という長きにわたる法律の期限が切れるこの絶好の機会にこそ、政府は速やかに自衛隊を撤収し、イラク支援の在り方を根本から練り直すべきだということを私たち民主党は主張して、質問を終わりたいと思いますが、しかし、場合によっては再質問することを付け加えて、質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣塩崎恭久君登壇、拍手〕

○国務大臣（塩崎恭久君） 白議員にお答え申し上げます。

まず、対イラク武力行使の支持についてお尋ねがございました。

イラクは、十二年間にわたり累次の国連安保理決議に違反し続け、国際社会が与えた平和的解決の機会を生かそうとせず、最後まで国際社会の真摯な努力にこたえようともしませんでした。このような認識の下で、我が国は安保理決議に基づき取られた行動を支持したものでございます。

次に、衆議院の附帯決議を踏まえた政府の対応についてお尋ねがありました。

五月十四日の衆議院テロ・イラク特別委員会において私が述べましたとおり、附帯決議にある事項についてはその趣旨を十分尊重してま

いりたいと思っております。

いわゆる非戦闘地域についてのお尋ねがございました。

政府としては、我が国が独自に収集した情報や関係機関等から得られた種々の情報等も併せて総合的に判断すれば、御指摘のバグダッド飛行場を始め、実施区域として指定されている地域は現時点で依然として非戦闘地域の要件を満たしているものと考えております。

現在の空自の活動の情報開示に関する認識についてのお尋ねがございました。

空自の活動の内容につきましては、国民の理解と協力を得る観点から、可能な限り説明責任を果たしてきたと考えております。その際、活動を行っている自衛隊員や搭乗している国連、多国籍軍の要員の安全確保や運用に配慮することが必要であり、公表と非公表の特質を不断に考え、できるだけ開示してきているものでございます。

今後の空自の活動の情報開示についてのお尋ねがありました。

空自の活動については、その活動が終了した後には、各国の意向や将来の同様の活動における安全確保や運用への考慮をした上で、でき得る限り公表の努力を行ってまいりたいと考えております。

次に、法律を延長するのではなく、撤収要件を明確にすべきではないかとのお尋ねがございました。

イラクの復興は我が国の国益に直結しており、我が国は主体的にイラクを支援していくべきです。また、国連やイラクからは謝意表明や継続要請が寄せられており、政府としてはこれらを踏まえ、イラク特措法を延長する必要があると考えます。今後の空自の活動については、イラクの政治、治安状況、国連及び多国籍軍の動向等の諸事情をよく見極め、イラクの復興の状況等も勘案し、適切に判断いたします。

イラク特措法の延長期間についてのお尋ねがございました。

この法律の目的は、イラク再建の努力に対する支援であり、再建には長期的見通しが不可欠でございます。また、イラクの現状にかんがみ、治安の安定化を図り復興を目指す上では、ある程度時間が必要と見込まれます。イラクは今後数年間が国づくりのかぎを握る重要な時期でございます。国連関係者は、今後少なくとも数年間活動を継続する意向を示しており、多国籍軍も早期撤収の可能性は低いと考えられます。政府としては、イラクの復興支援に腰を据えて取り組む姿勢を示し、空自の輸送支援を継続的、安定的に続けるため、延長幅を二年

間といたしたところでございます。

安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の委員の人選についてのお尋ねがございました。

この懇談会には、外交、防衛の実務経験者、政治、外交、国際法、憲法等の学界関係者、経済界の民間有識者等、幅広い分野の代表の方々に参加していただいております。委員の方々には、専門的な高い見識の上に、結論を予断することなく、様々な観点から議論を行っていただくことを期待をしているところでございます。

安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会と集団的自衛権に関する政府見解との関係についてのお尋ねがございました。

この懇談会は、個別具体的な類型に即し、集団的自衛権の問題を含めた憲法との関係の整理につき研究を行うために開催するものでありますけれども、本格的な議論はこれから始まるところでございます。政府としても、結論を予断することなく、委員の方々に様々な観点から検討していただくことを期待しているところでございます。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣久間章生君登壇、拍手〕

○国務大臣（久間章生君） 白議員にお答えいたします。

まず、米国等の対イラク武力行使に関するお尋ねがありました。

累次申し上げておるとおり、政府としては米国等による対イラク武力行使を支持しており、私も防衛大臣としてこの政府の立場を支持、踏襲しております。

次に、空自の活動についての説明資料に関するお尋ねがありました。

説明資料については、イラク人道復興支援活動に従事している隊員の姿をできるだけ国民に分かりやすい形でお伝えすることは大切なことと考えております。説明に際しては、適切なものとなるよう引き続き努めてまいりたいと考えております。

次に、海外での自衛隊の活動に関する説明についてのお尋ねがありました。

イラクでの活動を含む海外での自衛隊の活動の姿については、国民の理解と協力を得る観点からできる限り公表したいと考えておりますが、部隊の安全確保や運用に配慮しつつ、今後とも国民への分かりやすい説明に努めてまいります。

次に、空自の輸送支援の内容の比重についてお尋ねがありました。

イラクにおける空自の活動は国連や多国籍軍の活動に対する支援などですが、国連はもとより、多国籍軍も公共施設の再建といったインフラ整備に当たるなど復興支援の活動に取り組んでおり、このための空輸は人道復興支援活動に当たります。したがって、多国籍軍に対する支援がすべて安全確保支援活動であるとするのは適切でないと考えております。

次に、国連人員の輸送実績についてお尋ねがありました。

国連人員の輸送実績は、昨年九月六日から十二月の間に延べ五百九十名、本年一月から三月の間に延べ百十六名となっております。この実績については、要員の安全に関する国連の考えを踏まえ、おおむね四半期であれば安全に支障が生ずるリスクはぎりぎり許容し得ると我が国として判断し、例外的に開示したものであり、これ以上詳細の実績につきましてはお答えを差し控えさせていただきます。

次に、撤収する米軍の輸送についてお尋ねがありました。

米国を含む多国籍軍は、イラクの安全及び安定の維持等をマンデートとする国連安保理決議に基づき活動しており、このような多国籍軍への空輸支援はイラク特措法上の安全確保支援活動又は人道復興支援

活動に当たると認識しています。一般的に申し上げれば、撤収する米軍への空輸支援がイラク特措法上のこれらの活動に該当すれば実施することが可能であります。

最後に、仮に米軍が撤収した後の空自の活動についてお尋ねがありました。

今後のイラクにおける空自部隊の活動については、イラクの政治状況、現地の治安状況、国連及び多国籍軍の活動や構成の変化等の諸事情をよく見極めつつ、イラクの復興の進展状況等を勘案して判断していく考えであります。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（麻生太郎君） 潘国連事務総長、イラクのマリキ首相からの書簡についてのお尋ねがあっております。

航空自衛隊の活動につきましては、国連やイラク政府等々とはこれまでも随時緊密に連絡を取り合ってきております。このようなやり取りや、イラク特措法が本年七月末をもって期限を迎えることを踏まえ、国連やイラク政府独自の判断で書簡が発出されたと考えております。

(拍手)

〔政府特別補佐人宮崎礼壹君登壇、拍手〕

○政府特別補佐人（宮崎礼壹君） 政府の憲法解釈についてお尋ねがございました。

一般論として申し上げますが、憲法を始めといたします法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものにつきましては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものでありまして、政府による、政府の憲法の解釈は、このような考え方に基づいてそれぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものであり、その扱いについては慎重でなければならないと考えている旨を政府として従来から述べてきているところでございます。（拍手）

○議長（扇千景君） 白君から再質疑の申出があります。これを許します。白眞勲君。

〔白眞勲君登壇、拍手〕

○白眞勲君 改めまして、民主党・新緑風会、白眞勲でございます。

ただいま官房長官からシビリアンコントロールに関する私の質問に対してお答えがありましたけれども、可能な限りと言いながら安全に

配慮しているということですがけれども、私が聞きたいのは、安全に配慮しているのは分かりますけれども、使われているのは日本の要員、資材、税金であります。国会にすら詳細を報告しないのでは、シベリアンコントロールが空文化しませんかということを知っているわけです。明確に官房長官、お答えください。

それから、久間大臣にお聞きした件につきまして、もう一度お尋ねいたします。

防衛大臣が、核兵器がないという判断は間違っていなかったという判断で、アメリカの戦争そのものに踏み切ったことについて批評をしたわけではないということを前に答弁でおっしゃっていましたが、その件について、実際にこの記者会見の内容からすると、核兵器がないという判断をこの記者会見では話す必要はなく、ブッシュ大統領はこの戦争をやることを間違っていたということを久間大臣がおっしゃっていたのではないんですかということを知っているんです。もう一度お答えください。

それと、もう一度防衛大臣にお聞きいたします。

私が知っているのは三月の国連の人員の輸送実績であって、四半期

ごとの輸送実績を聞いているわけではありません。何でその、これは国連からの要請があつて始めた空輸活動であります。それにもかかわらず、何で三月のその輸送実績がお話しできないのか。安全上の配慮というその辺の実態について、四半期だったら言えて、何で三月だと言えないのか、その辺についてお答えください。

以上でございます。(拍手)

[国務大臣塩崎恭久君登壇、拍手]

○国務大臣（塩崎恭久君） 白議員から、空自の活動につきましての情報公開、この問題についての再質問がございました。特に、飛行回数や貨物の重量以外の公表をしていない点についての問題とシベリアンコントロールの問題でございました。

先ほど申し述べましたとおり、政府としては可能な限りの説明責任を果たしてきていると思っておりますし、また、その情報公開については改善を重ねてきているところでございます。当然のことながら、シベリアンコントロールを利かせながら、しかし一方で、この安全確保と、それから運用等についての配慮ということが必要なわけでございますので、国連とも、それから多国籍軍とも常時意見交換をしながら

ら、できる限りのこの情報公開に努めているところでございます。(拍手)

〔国務大臣久間章生君登壇、拍手〕

○国務大臣（久間章生君） 白議員にお答えいたします。

私が度々申し上げておりますのは、核兵器があったということについては、私自身そうは思っていなかったということを申し上げました。

しかしながら、アメリカが戦争に、いや武力行使に踏み切ったこと自体が間違っているかどうかにつきましては、その判断はしていないわけございまして、それはアメリカが判断したわけございまして、また、政府としてはそれを総合的に国益を考えて支持するという判断をされたわけございまして、私はその立場を現在踏襲しておるわけであります。

それから、輸送実績についてでございますけれども、国連の方からできるだけ細かいことについては公表しないでほしいという要請がっております。しかしながら、これはまとめてやるとそれほど問題はございませんけれども、細かくやりますと、どういう月にどこからどこへの輸送が多い少ないかによってやっぱり安全の問題にかかわっ

てまいりますので、そういう要請だろうと思いますから、四半期ごとにまとめることについては大丈夫じゃないかと考えてお答えをした次第であります。(拍手)

○議長（扇千景君） このまましばらくお待ちください。

白君から再々質問の申出があります。これを許します。白眞勲君。

〔白眞勲君登壇、拍手〕

○白眞勲君 改めまして、白眞勲でございます。

先ほどの久間大臣の件につきましてもう一度お聞きしますけれども、私は、久間大臣が記者会見で話したことが、アメリカの戦争は誤りだったということについて、そういうふうに言っているんじゃないんですかということを知っているわけでありまして、政府の解釈がどうのこうのということを知っているわけではありません。あのときの久間大臣の発言についてお聞きしているんで、きちんとお答えください。

それともう一点、内閣法制局長官にお伺いいたします。

集団的自衛権に関する政府解釈の変更について、さっぱり分かりません、私、さっきの話ですと。もっと私に分かりやすくお話をいただきたい。もう一度御答弁願いたいと思います。(拍手)

〔国務大臣久間章生君登壇、拍手〕

○国務大臣（久間章生君） 私は、アメリカの武力行使に踏み切った判断が間違いだったという言い方ではなくて、その前提となった核兵器の保有については、それは違っていたんじゃないかと、そういうことを言ったわけでありまして、そここのところについてはそのときの議事録を私も読み直してみました。

以上でございます。（拍手）

〔政府特別補佐人宮崎礼壹君登壇、拍手〕

○政府特別補佐人（宮崎礼壹君） 政府の憲法解釈につきまして再度のお尋ねがございました。

現在、開始されております安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会は、検討を行った結果、成果を総理に報告するものと承知しておりますが、これから検討されることでもあり、検討の成果等について現時点でお答えすることは差し控えたいと存じます。

その上で、一般論として申し上げれば、先ほど申し上げましたとおり、憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立法の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積

み重ねがあるものにつきましては全体の整合性を保つことにも考慮、留意いたしまして論理的に確定されるべきものでありまして、政府による憲法の解釈は、このような考え方に基づいてそれぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものでありますので、その取扱いにつきましては慎重でなければならない旨、これまで政府としては述べてきているところでありますということでございます。(拍手)

○議長（扇千景君） これにて質疑は終了いたしました。